

八戸川漁業協同組合内共第6号

第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、八戸川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第6号第五種共同漁業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 この漁場の区域内において、遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、投網又はたも網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、投網又はたも網による遊漁の場合には第9条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第5条第1項の遊漁料を同項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げるとおり制限する。

漁具・漁法	制限
投網 たも網	船舶を使用しないこと
手釣 竿釣	船舶を使用しないこと

- 2 第4条第1項によるあゆについて次の表に掲げる区域及び期間においては、釣以外の漁具・漁法を使用して採捕してはならない。

区 域	期 間
全 域	6月1日から12月31日までの期間内で、組合が定めて公表する網類解禁日まで

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月1日から12月31日までの期間内で、組合が定めて公表する日から12月31日まで
う な ぎ	3月1日から12月31日まで
こ い	1月1日から12月31日まで
やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、 ごぎ（いわなを含む。）	3月1日から8月31日まで

2 前項の公表は、組合前の掲示板に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。

ただし、第3条第1項に掲げる投網、たも網については組合事務所において納付しなければならない。なお、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの額は、所定の遊漁料額に500円を加算した額とする。

(1) 八戸川漁業協同組合事務所（島根県浜田市旭町本郷1268番地1）

(2) 組合のウェブサイトにて公表した取扱所

区分	魚 種	漁具・漁法	期間	遊 漁 料
1	あ ゆ う な ぎ (区分1の遊漁料を納付すると区分2及	手 釣 竿 釣	1日	2,200円
			1年	12,900円

	び区分3の魚種の遊漁も可能)			
2	やまめ(あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。)、ごぎ(いわなを含む。) (区分2の遊漁料を納付すると区分3の魚種の遊漁も可能)	手釣 竿釣	1日	1,700円
			1年	7,500円
3	こい	手釣 竿釣	1日	400円
			1年	1,900円
4	あゆ うなぎ こい	投網 たも網	1日	3,300円
			1年	21,400円

視水器を使用する場合は、所定の料金に1か年600円を加算する。

- 2 次の表に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次のとおりとする。

高校生以下の者	無料
身体障がい者(手帳を有する者)	所定の料金の2分の1
河川開放の日設定 期間: 7月20日から8月31日まで 魚種: あゆ、うなぎ、やまめ(あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。)、ごぎ(いわなを含む。)及びこいを除く魚類	無料

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は第2条の遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。ただし、承認期間が1年の場合の遊漁承認証については、顔写真付きとする。

(1) 承認を受けた者の氏名・住所

- (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具・漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
 - 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第7条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。
 - 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) その他必要な事項
 - (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

- 第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則
この規則は令和 5 年 9 月 1 日から施行する。